

死亡日
(届出日) . . .)

死亡届にもなう手続き

人が亡くなったときには死亡届の他にいくつかの手続きが必要です。
 手続きの一例を示しましたが、ご本人の状況によりいろいろな手続きがあります。
 忘れずに手続きしてください。
 本籍地等に届けたときは、住所地での手続きが必要となります。
 なお、詳細についてはそれぞれの窓口にお問い合わせください。

届出窓口は ①…市役所、②…サービスセンター、③…各公民館（織姫、助戸を除く）足利市外局番 ☎ 0284

手続きの種類	内 容 等	手続きに必要なもの	届出窓口・問合せ先	
死 亡 届	火葬許可証、斎場利用許可書を交付します。 戸籍や住民票から削除されます。	○死亡届（病院等で死亡診断等がしてあるもの）	①	
マイナンバーの通知カード または マイナンバーカード	返却は 不要 です。 《保険等の手続きで個人番号（マイナンバー）を使用することがあります。》	—	① 窓口 5～12 番 市民課 Tel.20-2144 Tel.20-2145	② ③
印鑑登録証・ 住民基本台帳カード (住基カード)	返却は不要です。 ※返却を希望する場合は、ご持参ください。	—		
健 康 保 険	国民健康保険の保険証を返却してください。 社会保険の場合は勤務先または健康保険組合にお問い合わせください。	○亡くなった方の国民健康保険証（世帯主の方が亡くなった場合には世帯全員の国民健康保険証）	① 窓口 14 番 (国民健康保険) Tel.20-2147	② ③
	後期高齢者医療保険 保険証を返却してください。 相続人代表者の届出をしてください。	○後期高齢者医療保険証 ○相続人代表者の普通預金通帳 ○来庁される方の身分証明書 (マイナンバーカード・運転免許証など)	① 窓口 13 番 保険年金課 Tel.20-2184	③
	葬 祭 費 国保や後期高齢者医療の被保険者が亡くなった場合、葬祭を行った方に対し葬祭費が支給されます。 (葬祭日 . . .) 社会保険の場合は勤務先または健康保険組合にお問い合わせください。	○亡くなった方の健康保険証 ○葬祭を行った方の普通預金通帳 ○葬祭を行った方がわかる会葬ハガキなど ○来庁される方の身分証明書 (マイナンバーカード・運転免許証など)	① 保険年金課 窓口 13 番 (後期高齢者医療) Tel.20-2184 窓口 14 番 (国民健康保険) Tel.20-2147	③
年 金	国民年金 受けられる年金給付や、手続きがあるかご相談ください。	手続きの種類により異なります。 追加の書類が必要な場合があるため、担当窓口にお問い合わせください。	① 窓口 15 番 保険年金課 Tel.20-2148	③
	厚生年金 例 <input type="checkbox"/> 未支給年金・死亡届 <input type="checkbox"/> 遺族（基礎・厚生）年金 <input type="checkbox"/> 死亡一時金 <input type="checkbox"/> 寡婦年金 <input type="checkbox"/> 手続きはありません	必要な書類の例 ○年金証書 ○請求者の「個人番号」のわかるもの ○身分証明書 ○請求者の普通預金通帳 ほか	遺族厚生年金のご請求 栃本年金事務所 Tel.0282-22-4131 または最寄りの年金事務所	—
介 護 保 険	保険証を返却してください。	○介護保険証	① 窓口 19 番 元気高齢課 Tel.20-2270	② ③

手続きの種類	内 容 等	手続きに必要なもの	届出窓口・問合せ先	
医療助成	受給資格(者)証を返却してください。 <input type="checkbox"/> こども医療 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療 <input type="checkbox"/> 妊産婦医療 ※なお、18歳の3月末までのお子さまを養育している方で、配偶者が死亡し遺族年金等公的年金を受けられる場合等で、新たにひとり親家庭医療の資格がつく場合があります。詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。	<input type="checkbox"/> 各種受給資格(者)証 ※お子さまが亡くなった場合は、返却不要です。(必要な場合は担当からご連絡いたします。)	<input type="checkbox"/> 窓口26番 こども家庭政策課 TEL20-2149	☎
	受給資格者証を返却してください。 <input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療 注1	<input type="checkbox"/> 受給資格者証 <input type="checkbox"/> 相続された方の普通預金通帳	<input type="checkbox"/> 窓口23番 障がい福祉課 TEL20-2169	
児童手当	児童手当の受給者変更が必要です。 ※お子さまが亡くなった場合は届出不要です。(必要な場合は担当からご連絡いたします。)	<input type="checkbox"/> 支給対象児童の普通預金通帳 <input type="checkbox"/> 生計維持者(請求者)の普通預金通帳 <input type="checkbox"/> 生計維持者(請求者)の健康保険証	<input type="checkbox"/> 窓口26番 こども家庭政策課 TEL20-2137	☎
障がい者	手帳等を返却してください。注1	<input type="checkbox"/> 手帳(身体・知的・精神) <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証	<input type="checkbox"/> 窓口23番 障がい福祉課 TEL20-2169	—
	手当の資格喪失や受給者・資格者の変更を行う手続きです。 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 福祉手当 <input type="checkbox"/> 特別障害者手当 <input type="checkbox"/> 障害児福祉手当	必要書類や手続き等は、担当窓口にお問い合わせください。 <対象児(者)が死亡した時> <受給資格者が死亡した時(特別児童扶養手当)> ※手当は手続きの時期により返納が必要となることがあります。		
固定資産税 (土地・家屋・償却資産)	亡くなられた方が固定資産を所有している場合は、登録変更等の届出が必要です。	<input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税納税通知書 ※届出手続き等は、担当窓口にお問い合わせください。	<input type="checkbox"/> 窓口24番 税務課 TEL20-2123 TEL20-2129	—
		令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。 ※詳しくは法務局へお問い合わせください。	宇都宮地方務局 足利支局 TEL42-8101(代表)	
相続農地の届出	亡くなられた方が所有していた農地を相続された場合は、農地の権利取得の届出が必要です。	必要書類や手続き等は、担当窓口にお問い合わせください。	<input type="checkbox"/> 農業委員会 TEL20-2238	—

注1 受給資格者証・手帳を返却せず残しておきたい方は、担当にお問い合わせください。

☐市営住宅入居者の手続きは …織物会館1F おりひめプラザ TEL64-8725

☐郵送で手続きできるものもあります。各担当にお問い合わせください。